

災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）

東京都外派遣活動要領

平成24年7月2日付24福保医救第205号
一部改正平成25年7月1日付25福保医救第269号

第1 目的

東京都外において大規模な災害が発生した場合に必要な事項を定めるため災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4、4に基づき、東京都外派遣活動要領（以下「要領」という。）を定める。

第2 要領の適用

本要領は、東京都外で大地震、風水害、火山噴火等の自然災害や航空機・列車事故等の大規模災害が発生し、被災地域への広域応援の観点から東京DMATの派遣が必要な次の場合に適用することを原則とする。

- 1 消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)第44条に基づき、東京消防庁から緊急消防援助隊東京都隊が出場する際に、被災現場において人命救助の活動効果を高めるために東京DMATを派遣することが有効であると東京消防庁が判断した場合。
- 2 緊急消防援助隊東京都隊の出場後において、現地において東京DMATの増強又は交替要員を必要とする場合。

第3 基本方針

東京DMATは、東京DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）の長が派遣可能と判断した場合、知事の命令に基づき被災地域に派遣され、緊急消防援助隊東京都隊長（以下「都隊長」という。）の指揮下で救命処置等の現場活動を行う。

第4 派遣調整

- 1 指定病院への待機要請及び派遣可否の確認
 - (1) 福祉保健局は、都外で大規模災害が発生し、被害の規模から想定して、緊急消防援助隊の派遣要請が見込まれる場合、各指定病院に対し、東京都防災行政無線、広域災害救急情報システム（「EMIS」）、衛星携帯電話等（以下「都無線等」という。）により東京DMATの待機を要請する

- とともに派遣可否の確認を行う。
- (2) 指定病院の長は、派遣可否及び派遣可能なチーム数について、都無線等により福祉保健局へ報告する。
 - (3) 福祉保健局は病院経営本部と連携し、指定病院と東京DMATの編成にかかる連絡調整を継続的に行う。
 - (4) 東京消防庁は福祉保健局へ緊急消防援助隊の派遣に関する情報を連絡し、派遣の有無を確認する。
 - (5) 福祉保健局は、派遣可能な指定病院を選定し、当該指定病院に対して派遣する東京DMAT隊員の編成を要請する。
 - (6) 福祉保健局は、派遣する指定病院、チーム数等を東京消防庁に連絡する。

2 派遣の決定

福祉保健局は、派遣可能な指定病院及びチーム数等をふまえ、東京DMATの派遣先について、東京消防庁、病院経営本部、総務局総合防災部等と協議の上、決定する。

なお、当該決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターの助言を求めることができる。

3 指定病院への派遣命令

- (1) 知事は、派遣を決定した指定病院に対して東京DMATの派遣命令を行う。
- (2) 東京消防庁は、東京消防庁東京DMAT連携隊（以下「連携隊」という。）を編成し、指定病院へ派遣する。

第5 派遣準備

- 1 指定病院は、1チームあたり医師1名、看護師等1名、業務調整員1名の計3名を基準として、東京DMATを編成する。
- 2 業務調整員は、原則として、被災現場において医師及び看護師等の医療スタッフが最大限に能力を発揮することにより、チームの役割が果たせる環境を提供することを目的とし、第7の2(2)に定める業務を担当する。
- 3 東京DMATは、運営要綱第5に定める装備品及び都外への派遣活動に必要な個人装備品を携行する。なお、現場の状況から必要と思われる医薬品等を独自に増強することを妨げない。
- 4 指定病院は前項1に定める者の他、派遣に必要な車両の運転業務に従事する、非東京DMAT隊員を帯同させることができる。
- 5 その他必要と判断される装備品については、別途、福祉保健局が準備するものとする。

第6 派遣

東京DMATは、連携隊とともに被災地へ出場する。

第7 活動

1 活動原則

- (1) 東京DMATは、都隊長の指揮下で活動する。
- (2) 東京DMATは、都隊長から受けた活動範囲や活動内容の指示に基づき、連携隊など消防隊等により安全が確保され、かつ、特別な装備を着装する必要がない範囲で活動する。
- (3) 東京DMATは、連携隊の支援を受けつつ、救出救助された傷病者に対するトリアージ、必要な救命処置等を実施する。
- (4) 東京DMATは、搬送の優先順位など消防隊等に対して医学的見地からの助言を行う。
- (5) 複数の東京DMATが派遣される場合は、以下のとおりとする。
 - ア 複数の東京DMATが派遣される場合は、その中から互選等により選ばれた東京DMATを知事が指名し、指名された東京DMATが都隊長に対して医学的見地からの助言を行う。
 - イ 同一の活動場所において複数の東京DMATが活動する場合は、その中から互選等により選任された東京DMATが、その現場責任者に対して医学的見地からの助言を行う。
 - ウ 派遣された東京DMATは相互の連携に務める。
- (6) 東京DMATは、必要に応じて福祉保健局や東京都災害医療コーディネーターと都無線等により連絡を行う。

2 活動内容

- (1) 医師及び看護師等の業務
 - ア 被災現場、現場救護所等での治療の優先順位の決定
 - イ 治療方法の選定及び治療
 - ウ 死亡確認
 - エ 緊急度・重症度に応じた搬送の優先順位、搬送方法及び搬送先の選定などにかかる消防隊等への医学的見地からの助言
 - オ 救出・救助部隊が負傷した場合の治療
 - カ 継続的治療を要する傷病者を搬送する救急車、ヘリコプター等への同乗及び搬送時の診療 等
- (2) 業務調整員の業務
 - ア 医療活動に必要な情報収集・提供
 - イ 医薬品、通信手段、移動手段、生活手段の確保等にかかる消防隊、

福祉保健局等の関係機関との連携及び連絡調整

ウ 医療補助、記録、安全管理、環境整備、資器材管理 等

3 活動報告

出場した指定病院は、福祉保健局が定める方法により活動内容を知事に報告する。

第8 派遣期間

東京DMA Tの派遣期間は、派遣開始からおおむね72時間以内を目安とする。

第9 福祉保健局による活動支援

- 1 福祉保健局は、東京DMA Tの派遣を決定した場合、局職員の派遣の是非及び人数を決定し、派遣する。
- 2 派遣された福祉保健局職員（以下「派遣職員」という。）は、各東京DMA Tの業務調整員等と協力し、現地における被災地域の被害状況や東京DMA Tの活動場所にかかる情報収集及び被災県等の災害対策本部等との連絡調整及び、医薬品、医療資器材、食料、宿泊場所等の確保に係る各関係機関との連携及び連絡調整等を行う。
- 3 福祉保健局は、派遣職員及び派遣された東京DMA Tとの連絡体制を確保し、活動に必要な情報連絡を行うとともに、現地の要請に基づく物資の確保等の支援に努める。
- 4 福祉保健局は、派遣された東京DMA Tの活動状況等、現地の情報を収集し、派遣元の指定病院及び関係機関に対し、必要な情報提供に努める。
- 5 現地での活動支援に必要な経費は、原則として福祉保健局が負担する。

第10 引き揚げ

東京DMA Tの引揚げは、原則として、災害状況及び活動状況を踏まえ、知事が決定し、都隊長が代行し下命する。

なお、引き揚げは連携隊とともに行う。

第11 交替及び追加派遣

- 1 福祉保健局は、東京DMA Tの疲労度等の状況に応じ、派遣されている東京DMA Tの交替又は追加派遣が必要な場合、東京消防庁と協議の上、第4、第5に準じて、必要な東京DMA Tの派遣を決定する。
- 2 東京DMA Tの交替は、原則として、緊急消防援助隊が交替する際に行う。

3 交替または追加となる東京DMA Tは、連携隊とともに出場する。

第12 補償

東京都は、被災地域における災害救助法の適用状況をふまえ、運営要綱第7に準じて補償を行う。

第13 委任

- 1 福祉保健局は、本要領に定める東京DMA Tの出場及び活動に関して、他の防災機関との連携に要する調整が必要となった場合、総務局総合防災部を通じて調整を図るものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか必要な事項については、福祉保健局長が別に定める。

附 則

本要領施行の日から「東京DMA Tの都外派遣に係る申し合わせ（平成18年8月22日付け東京都福祉保健局・東京消防庁締結文書）」は廃止するものとする。

附 則（平成25年7月1日付25福保医救第269号）

この要綱は決定の日から施行する。